

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

路線名	国道四百六十三号
供用開始の区間	所沢市小手指町一丁目四三番一地先から同市小手指町一丁目四五番五地先まで
供用開始の期日	平成二十九年一月十三日
備考	平成二十九年一月十三日埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号で告示した道路区域の供用開始である。 延長六七・三〇メートル